

# 熟年者用おむつ使用料助成のご案内

## ◆ 対象となる方

60歳以上でおむつの持ち込みができない病院に入院し、おむつを使用した方で、同月に区のおむつ支給を受けていない方。

ただし、次の場合は対象となりません。

- 介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設等）入所（在籍）期間中の入院
- 江戸川区外に生活の場を移されている方の入院  
区外の親族宅に居住している等、江戸川区に居住実態がない場合は申請できません。
- 生活保護を受給している方
- 障害者福祉のおむつ支給を利用している方 障害者福祉課で申請してください。

## ◆ 申請の際にお持ちいただくもの

### 1. 病院発行の領収書等 + おむつ代がわかる領収書

**病院発行の領収書におむつ代の記載がある**（病院名・入院期間・おむつ代が1枚で確認できる）

「病院発行の領収書（原本）」

**病院発行の領収書におむつ代の記載がない**（病院名・入院期間・おむつ代が2枚以上で確認できる）

「病院発行の領収書（原本）」と「おむつ代がわかる委託業者・売店等の領収書（原本）」

の2点が必要。 病院外のドラッグストア等で購入されたものは申請できません。

申請受付後、領収書は申請済のスタンプを押して返却します。

確定申告の医療費控除で申告済のおむつ代は助成できません。

病院発行の領収書がない場合はご相談ください。

### 2. 入院されたご本人名義の普通預金口座がわかるもの（通帳・キャッシュカード等）

ご本人がお亡くなりになっている場合は、三親等内の親族または配偶者（同世帯で事実上婚姻関係にある者を含む）の普通預金口座へお振込みとなります。

（ご本人名義以外の口座への振込の場合は、別途提出していただく書類があります。）

## ◆ 申請期限

おむつ使用月を含めて12ヵ月以内

（例）本年8月に使用したおむつ代 翌年7月31日までに申請。翌年8月以降は申請不可。

- ## ◆ 申請窓口
- 電子申請も可能です。右の二次元コードから申請できます。  
各熟年相談室・各健康サポートセンター・江戸川区役所（介護保険課相談係）



## ◆ 申請後の流れ

助成金額が決定後、対象者の口座に助成金をお振込みします。

- 助成金額……月額おむつ使用料の9割を助成（助成上限額 8,100円）
- 振込時期……毎月月末までの申請受理分を翌月下旬に振込みます。

区のおむつ支給実績との照合等で助成金額や振込時期が変更となる場合があります。ご了承ください。

<お問い合わせ先> 江戸川区福祉部介護保険課相談係  
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1  
電話：5662-0061